

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壱岐市は、地方税賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長崎県壱岐市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、各賦課データの納付状況の管理、納付指導、納税者への還付金の支払い、督促を行った後に滞納整理に関連する事務を行う。 ・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務（個人・法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税） 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 <p>【具体的な事務処理】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民税（個人・法人）課税情報の照会 ②住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請・届出書の受理 ③住民税（個人・法人）の賦課・更正等 ④住民・給与支払者への税額通知の発送 ⑤固定資産税の賦課・更正等 ⑥軽自動車税課税情報の管理・異動・照会 ⑦軽自動車税の賦課・更正等 ⑧国民健康保険税の賦課・更正等 ⑨所有資産の照会 ⑩他自治体等からの調査回答及び他自治体等への税務調査実施 ⑪市税の収納、還付、充当等の事務処理 ⑫未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 ⑬賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 ⑭収納情報に基づく納税証明書等の発行 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	1.個人住民税システム 2.申告受付支援システム 3.固定資産税システム 4.軽自動車税システム、5.国民健康保険税システム 6.法人市民税システム 7.収納管理システム 8.滞納管理システム、9.中間サーバー 10.統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.個人住民税情報ファイル 2.申告受付支援情報ファイル 3.固定資産税情報ファイル 4.軽自動車税情報ファイル 5.国民健康保険税情報ファイル 6.法人市民税情報ファイル 7.収納管理情報ファイル 8.滞納管理情報ファイル 9.統合宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16の項並びに地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 <p>(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,113,114,115,117,120,121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（27,42,44,45の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長の役職名	市民部税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課 〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 TEL 0920-48-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	市民部税務課長 小嶋光博	市民部税務課長 松本俊幸	事後	
平成28年9月30日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,10,11,15,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,10,11,15,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(27,42,43,44の項)	事後	
平成28年9月30日	II-1 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月30日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	市民部税務課長 松本俊幸	市民部税務課長 吉永祐次	事後	
平成30年6月26日	II-1 対象人数	平成28年9月1日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年6月26日	II-2 取扱者数	平成28年9月1日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-1 対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2 取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月29日	I-5-② 所属長	市民部税務課長 吉永祐次	市民部税務課長	事後	
令和2年5月29日	II-1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	II-2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年7月8日	II-1 対象人数	令和2年5月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年7月8日	II-2 取扱者数	令和2年5月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,10,11,15,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(27,42,43,44の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の項) 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,113,114,115,117,120,121の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(27,42,44,45の項)	事後	
令和4年9月1日	II-1 対象人数	令和3年6月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 取扱者数	令和3年6月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和5年6月9日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,10,11,15,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(27,42,43,44の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の項) 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,113,114,115,117,120,121の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(27,42,44,45,82の項)		
令和5年6月9日	II-1 対象人数	令和4年9月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月9日	II-2 取扱者数	令和4年9月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	